

2008年8月1日

マスミューチュアル生命 広島銀行を通じ、『マイウィッシュS』を販売


積立利率金利連動型年金（SⅡ型）新終身死亡保障移行特約付

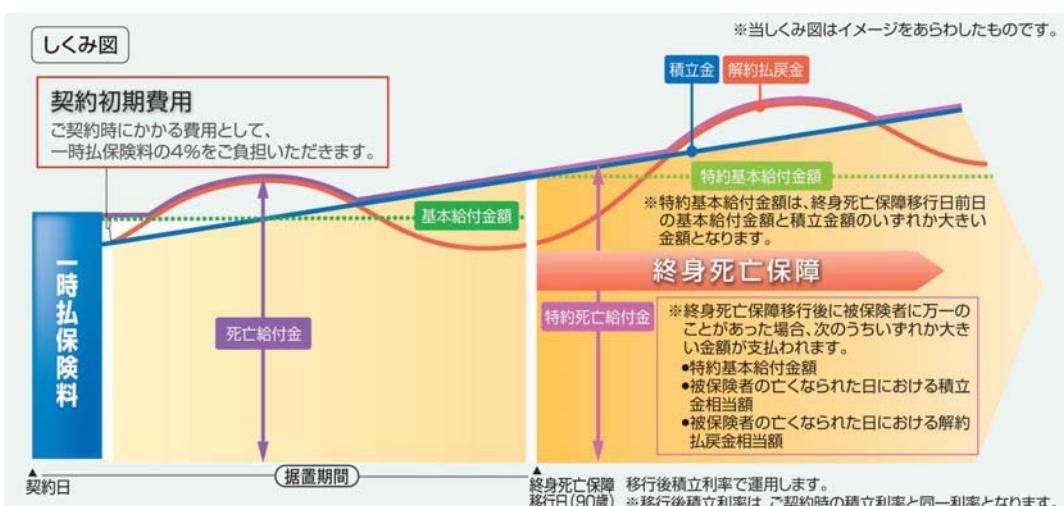
マスミューチュアル生命保険株式会社（本社：東京都江東区、代表取締役社長：平野 秀三、以下「マスミューチュアル生命」）は、株式会社広島銀行（本店：広島県広島市、取締役頭取：角廣 勲、以下「広島銀行」）を通じ、2008年8月4日より、『マイウィッシュS』（正式名称：積立利率金利連動型年金（SⅡ型）新終身死亡保障移行特約付）を販売します。広島銀行では、現在既にマスミューチュアル生命の積立利率金利連動型年金（AⅡ型）『悠々時間アドバンス』を取り扱っており、『マイウィッシュS』はマスミューチュアル生命の2つ目の商品として同行の商品ラインアップに追加されます。広島県下に強固な営業基盤を持つ広島銀行を通じて、新たに終身死亡保障移行プランをご提案してまいります。



『マイウィッシュS』は、一時払の定額個人年金保険に、契約時から新終身死亡保障移行特約が付加された終身死亡保障移行プランです。この特約により、据置期間は満90歳を迎える年単位の契約応当日前日までとなり、据置期間満了日の翌日を終身死亡保障移行日として、将来の年金の受取りにかえて死亡保障を一生涯継続することができます。

万一の場合に備え、のこしたいご家族にしっかりと財産を継承することができるプランです。

『マイウィッシュS』のしくみ図



取扱内容

契約年齢	70 歳～89 歳(被保険者の満年齢)			
据置期間	90 歳まで ※契約後の延長・短縮はできません。			
取扱保険料	200 万円以上 5 億円以下			
保険料払込方法	一時払のみ			
新終身死亡保障 移行特約	<p>・この特約により、据置期間は満 90 歳を迎える年単位の契約応当日前日までとなり、据置期間満了日の翌日を終身死亡保障移行日として、将来の年金の受取りにかえて終身死亡保障へ移行することができます。</p> <p>・終身死亡保障移行後に被保険者が亡くなられた場合は、特約死亡給付金を支払います。</p> <p>※「新終身死亡保障移行特約」が付加されているため、申込時には 10 年保証期間付終身年金をご指定いただきます。</p> <p>※市場金利情勢、被保険者年齢・性別によって「新終身死亡保障移行特約」を付加できない場合があります。</p> <p>※終身死亡保障移行日における特約基本給付金額が 100 万円を下回る場合は、終身死亡保障移行の取扱いはできません。</p> <p>※終身死亡保障移行後 10 年間は、この特約の解約払戻金の支払いの際に市場価格調整が適用されるため、その受取額が一時払保険料を下回ることがあります。</p>			
新遺族年金 支払特約	<p>(特約)死亡給付金をもとに年金基金を設定し、一括支払にかえて、確定年金(特約年金支払期間は 5・10・15・20・30・36 年から選択)を支払います。</p> <p>※特約年金額は、基礎率(年金基金の設定時点の予定利率)等に基づいて、年金基金の設定時点に計算され算出されます。</p>			
契約初期費用	一時払保険料の 4%を契約初期費用として控除します。			
年金の取扱	申込時に 10 年保証期間付終身年金をご指定いただきます。			
積立利率	<p>年金の種類、据置期間、年金支払期間、契約時の年齢等に基づき定まる当社所定の期間に対応する日本国債の複利利回りの平均値(基準金利)を基準に設定します。</p> <p>※毎月 2 回設定し、契約日「1 日～15 日」「16 日～末日」ごとに適用します。</p>			
保障内容 (特約)死亡給付金	<p>・据置期間中に被保険者が亡くなられた場合には、死亡給付金を支払います。</p> <p>・終身死亡保障移行後(90 歳以後)に被保険者が亡くなられた場合には、特約死亡給付金を支払います。</p>			
	給付金の種類	お支払いする事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例(給付に際しての制限事項)
	死亡給付金	被保険者が据置期間中に亡くなられたとき	基本給付金額または被保険者が亡くなれた日における積立金相当額もしくは解約払戻金相当額のいずれか大きい金額	契約日からその日を含めて 3 年以内に被保険者が自殺した場合や重大な事由によりご契約が解除された場合
市場価格調整 (MVA)	特約死亡給付金	被保険者が終身死亡保障移行日以後に亡くなられたとき	終身死亡保障移行日からその日を含めて 10 年間	
			終身死亡保障移行日からその日を含めて 10 年経過後	特約基本給付金額または被保険者が亡くなれた日における積立金相当額のうちいずれか大きい金額
積立金の引出	積立金額が基本給付金額をこえているときは、据置期間中の契約応当日に限り、その差額を限度として、市場価格調整の適用なしに積立金を引出すことが可能です。			
クーリング・オフ制度	積立利率金利連動型年金(SII型)新終身死亡保障移行特約付は、クーリング・オフ制度(契約の申込の撤回等)の対象となります。			

※このニュースリリースに記載されている保険商品の情報は、当該商品の概要を説明したもので。詳しくは「パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

＜この保険のご検討にあたっての留意事項＞

市場リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、当社所定の方法により計算された積立利率で運用される新終身死亡保障特約付年金保険です。据置期間中および終身死亡保障移行後 10 年間の解約払戻金等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用について

- ・ご契約時の費用(ご契約の締結等に必要な費用)

契約初期費用として、一時払保険料の 4%を一時払保険料から控除します。

- ・据置期間中および終身死亡保障移行後の費用

契約初期費用以外に据置期間中および終身死亡保障移行後に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

市場リスク以外で次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります。

- ・ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しては、当該商品の「パンフレット」、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

以上

マスミューチュアル生命について

MassMutual Life Insurance Company

「マスミューチュアル生命」は、米国総合金融グループ「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」の一員です。

格付けについて

当社はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA」の評価を受けています。



保険財務力格付け
スタンダード&プアーズ社

※格付けは 2008 年 7 月末現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。

マスミューチュアル生命の URL:www.massmutual.co.jp

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループについて

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」は、5,054 億ドル(約 57 兆 6,900 億円*)を超える運用資産を有する、国際的、多角的、成長指向型の金融サービス組織です。グループの各企業は生命保険、年金、所得補償保険、長期介護保険、退職プランニング商品、信託業務、資金運用、その他金融商品・サービスを提供しています。

グループの中核となる生命保険会社マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは主要格付会社よりそれぞれトップレベルの格付けを付与されており、極めて強固な財務基盤を有する生命保険会社です。

(スタンダード&プアーズ:「AAA」、フィッチ:「AAA」、A.M.ベスト:「A++」、ムーディーズ:「Aa1」)

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」は、マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーおよびその関係会社を指すマーケティング・ネームです。関係会社には、オッペンハイマー・ファンド・インク、バブソン・キャピタル・マネジメント・LLC、ペアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、コナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、MML・インヴェスターーズ・サービスーズ・インク、ザ・マスミューチュアル・トラスト・カンパニー・FSB、MML・ペイ・ステート・ライフ・インシュアランス・カンパニー、C.M.・ライフ・インシュアランス・カンパニー、マスミューチュアル・インターナショナル・LLC が含まれます。
マスミューチュアル・フィナンシャル・グループの URL:www.massmutual.com

*2007 年 12 月末現在、1 ドル=114.15 円で換算

※上記の格付けは 2008 年 7 月末現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。